

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分				普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共 進会、品評会、興行 その他の催しに使用 する場合	土曜日 及び休 日	1階及び2階を使用	円 314,800	円 342,000	円 429,000	円 570,400	円 771,000	円 999,400	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、 1日までごとに1日の最高入 場料（アリーナ、附属展示場 又は屋外展示場ごとに入場料 を徴収する場合は、それぞれ の施設ごとの最高入場料）の 70人分に相当する額 2 電気料 機械若しくは器具を設置し て電気を使用する場合又は冷 房若しくは暖房を使用する場 合においては、実費を基準と して知事が定める額 3 暖房料 暖房を使用する期間におい ては、実費を基準として知事
			1階のみ使用	258,300	280,400	351,700	467,600	632,100	819,600	
		その他 の日	1階及び2階を使用	261,800	285,000	367,600	474,400	652,500	841,900	
			1階のみ使用	214,800	233,800	301,500	389,200	535,300	690,700	
	アマチュアスポーツ 、サークル活動又は レクリエーションに 使用する場合	土曜日及び休日		89,500	97,800	122,200	163,200	220,100	285,300	
		その他の日		74,700	81,500	101,800	135,700	183,400	237,500	
附属展示場		土曜日及び休日		58,900	65,800	81,700	109,900	147,500	191,600	
		その他の日		49,500	54,900	68,400	91,100	123,300	159,500	
屋外 展示 場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		53,600	57,600	72,400	96,300	130,000	168,700	
		その他の日（1ヘクタール までごとに）		44,100	48,200	60,200	80,300	108,500	140,500	
	第2屋外展示場		土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		44,100	48,200	60,200	80,300	108,500	140,500

	その他の日（1ヘクタールまでごとに）	37,500	40,300	50,900	67,000	91,300	117,800	が定める額
--	--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------

改正前								改正後							
別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額								別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額							
区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 <u>1,170</u>	円 <u>1,300</u>	円 <u>1,700</u>	円 <u>2,220</u>	円 <u>3,000</u>	円 <u>3,910</u>	[略]	主催者事務室	円 <u>1,200</u>	円 <u>1,330</u>	円 <u>1,740</u>	円 <u>2,270</u>	円 <u>3,070</u>	円 <u>4,000</u>	[略]
第1主催者控室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>2,220</u>	<u>3,000</u>	<u>3,910</u>		第1主催者控室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>	<u>2,270</u>	<u>3,070</u>	<u>4,000</u>	
第2主催者控室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>2,220</u>	<u>3,000</u>	<u>3,910</u>		第2主催者控室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>	<u>2,270</u>	<u>3,070</u>	<u>4,000</u>	
第3主催者控室	<u>3,650</u>	<u>3,920</u>	<u>4,970</u>	<u>6,680</u>	<u>8,900</u>	<u>11,660</u>		第3主催者控室	<u>3,740</u>	<u>4,010</u>	<u>5,090</u>	<u>6,840</u>	<u>9,120</u>	<u>11,940</u>	
第4主催者控室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>780</u>	<u>1,160</u>	<u>1,440</u>		第4主催者控室	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>800</u>	<u>1,190</u>	<u>1,470</u>	
第1ロッカ一室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,570</u>	<u>2,080</u>	<u>2,870</u>	<u>3,660</u>		第1ロッカ一室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,610</u>	<u>2,130</u>	<u>2,940</u>	<u>3,750</u>	
第2ロッカ一室	<u>1,170</u>	<u>1,300</u>	<u>1,570</u>	<u>2,080</u>	<u>2,870</u>	<u>3,660</u>		第2ロッカ一室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,610</u>	<u>2,130</u>	<u>2,940</u>	<u>3,750</u>	
第1シャワ一室	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>890</u>	<u>1,160</u>	<u>1,550</u>		第1シャワ一室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>910</u>	<u>1,190</u>	<u>1,590</u>	

第2シャワー室	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>660</u>	<u>890</u>	<u>1,160</u>	<u>1,550</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,600円</u>					

[略]

第2シャワー室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>910</u>	<u>1,190</u>	<u>1,590</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,660円</u>					

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分		普通利用料金の上限額						特別利用料金の 上限額
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
催事 場	A会議室	円 8,170	円 8,970	円 11,120	円 14,870	円 20,090	円 25,980	電気料 機械若しくは 器具を設置して 電気を使用する 場合（第3会議 室、第4会議室 及び第5会議室 に限る。）又は エアコンディシ ヨナーを使用す る場合（A会議 室及びB会議室 に限る。）にお いては、実費を 基準として知事 が定める額
	B会議室	4,960	5,370	6,710	8,970	12,080	15,680	
	C会議室	1,100	1,100	1,490	1,870	2,570	3,350	
会議 場	特別会議室	40,050	43,700	54,610	72,820	98,300	127,420	
	第1会議室	6,730	7,340	9,170	12,230	16,510	21,400	
	第2会議室	8,970	9,790	12,240	16,340	22,040	28,580	
	第3会議室	16,850	18,340	22,950	30,600	41,300	53,560	
	第4会議室	33,640	36,720	45,910	61,210	82,630	107,120	
	第5会議室	16,850	18,340	22,950	30,600	41,300	53,560	
	第6会議室	8,970	9,790	12,240	16,340	22,040	28,580	
	第7会議室	10,100	11,020	13,760	18,340	24,790	32,100	
	第8会議室	17,960	19,580	24,480	32,640	44,060	57,130	
	第9会議室	33,640	36,720	45,910	61,210	82,630	107,120	
第10会議室	20,190	22,020	27,540	36,720	49,560	64,260		
	特別室	1時間までごとに2,660円						

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。